

意 見 書

令和 7 年 9 月 1 6 日

熊本県知事 木村 敬 様

水俣市長 高岡 利治

令和 7 年（2 0 2 5 年）5 月 1 6 日付け商金第 7 1 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス水俣浜町店
水俣市浜町一丁目 1 6 6 番 外

2 意 見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

- ① 計画地の隣接地及び周辺には、障がい者施設・グループホームなどがあり、高齢者も多い地域であることから、店舗利用者の車両通行や駐車場利用において十分な配慮を行ってください。違法駐車や交通事故防止のため、国道等へのアクセス道路において適切な表示による周知や対策をお願いします。
- ② 店舗出入口部交差点における「一時停止標識」等の路面標示の設置については、適宜、熊本県公安委員会や道路管理者（市土木課）と調整を行い、交通対策の協議を行ってください。

(2) 防災・防犯対策への協力

- ① 当該店舗の所在地は、想定最大規模浸水深が0.5m～3.0m未満の区域となっているため、災害発生時を想定した、予防・対策等について十分に配慮するようお願いします。
- ② 災害時等の近隣住民等の一時的な避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用について配慮をお願いします。
- ③ 災害発生時等の緊急時において、店舗で扱っている範囲の物資の提供を行うための協定等について検討していただくようお願いします。

(3) 騒音の発生に係る事項

- ① 冷却塔、給排気口、室外機等からの騒音及び低周波音が考えられるため、適切な防止対策を講じてください。また、設置場所についても近隣住宅・施設等への影響を最大限低減できる位置を検討してください。
- ② 商品等の搬出入車両及び荷さばき作業等に伴う騒音に関しては、基準を順守し、計画的な搬出入作業を行うなど、近隣住宅・施設等へ十分配慮してください。
- ③ 来店する客の車両についても、近隣住宅・施設等に対する騒音問題に発展することもあるので、来客者に向けても、駐車場内の速度規制を設けるなどの騒音低減の啓発をお願いします。

(4) 廃棄物に係る事項等

- ① 店舗から排出される廃棄物等の保管、運搬、処理に関しては、周辺地域への生活環境の保持の観点から適正な配慮を行ってください。

(5) 街並みづくり等への配慮等

- ① 屋外照明による光害についても、近隣住宅に十分配慮してください。

(6) その他

- ① 店舗の建築にあっては、他法令に係る手続きが必要な場合は、県又は市の担当窓口で十分に協議の上、必要な手続きを行い施工してください。

注) 2 意見には、大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

※「指針」

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/20446.pdf>

※担当者連絡先

所 属 名 (経済観光戦略課) 電話番号 (0966-61-1628)

担当者名 (濱田 理沙) E-mail (hamada-l@city.minamata.lg.jp)